



## 1 接種順位が上位に位置づけられる医療従事者の範囲が改正されました

「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」（令和3年1月8日付け健発0108第1号厚生労働省健康局健康課長通知）における、「医療従事者等の範囲」が改正されました。医療従事者等の範囲の考え方に変更はなく、以下の点が追加されています。

- (1) 助産所の従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれる。
- (2) 医学部生等の医療機関において実習を行う者については、実習の内容により、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する場合には、実習先となる医療機関の判断により対象とできる。
- (3) 自治体等が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の特設会場を設ける場合については、当該特設会場は医療機関であることから、予防接種業務に従事する者であって、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接すると当該特設会場を設ける自治体等が判断した者を、感染症対策業務の対象者に準じて対象とすることができる。ただし、直接会場です診や接種等を行う者を対象とし、単に被接種者の送迎や会場設営等を行う者等は含まない。

詳細は、日精看ホームページの新型コロナウイルス感染症特設ページ「厚生労働省等の資料」をご確認ください。  
<http://www.jpna.jp/covid-19.html>

## 2 令和3年4月より、障害福祉サービス等報酬が改定されます

障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労支援、医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進、感染症等への対応力の強化などの課題に対応するため、令和3年4月より、障害福祉サービス等報酬が改定されます。

### 主な改定内容（一部抜粋）

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進
  - ・精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援の評価
  - ・精神保健医療と福祉の連携の促進
  - ・ピアサポートの専門性の評価
- 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し
  - (1) 医療連携体制加算の見直し
  - (2) 障害者虐待防止の更なる推進、身体拘束等の適正化の推進

詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_16573.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16573.html)

- 本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034